

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の主な変更点について

〈第2 ホームレスに関する現状 1 ホームレスの現状〉

最近のホームレスに関する傾向・動向（ホームレスの生活実態）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、路上（野宿）生活を行うようになった割合及び要因が追加された。

〈第3 ホームレス自立支援施策の推進 1 基本的な考え方〉

ホームレスの自立支援策の推進に係る基本的な考え方

各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業等にも積極的に取り組むとともに、住宅セーフティネット第51条に規定する住宅確保配慮者居住支援協議会を活用した関係者の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められていることから、その旨、追記された。

〈第3 ホームレス自立支援施策の推進 2 各課題に対する取組方針〉

① 安定した住居の確保

・ホームレスの居住支援に特化した居住支援法人や、地域資源やネットワークを活用してホームレスの自立を支援する地域居住支援の活用等、ホームレスの安定した居住環境を実現する施策が方針に盛り込まれた。

○公営住宅の入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮すること。（追加）

○ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、保証会社等に関する情報を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進を通じ、民間賃貸住宅に係る団体や自立支援センター、その他福祉部局等との連携を推進すること。
（下線追加、2項目を1つに）

○地域居住支援事業については、令和5年10月より一時生活支援事業のうちシェルター事業の単独での実施が可能となったため、居住支援の強化を図ること。（追加）

② ホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

・ホームレスの高齢化や性的マイノリティのホームレス、配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者等、個々の事情に対応する支援について追記された。

○医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における相談事業の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の情報提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図ること。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しいものに対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福

社施設への入所等の対応を図ること。(下線追加)

○性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。 (追加)

(偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者→)

○配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行うこと。(追加)

③ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援

・不安定な就労関係や居住環境にある者であることが想定される、ホームレスとなることを余儀なくされる者について、居住支援法人による住居確保や地域生活の継続支援等について追記された。

○ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上(野宿)生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等住居の確保と地域生活の継続的に必要な支援を実施すること。

(下線部追加)

④ ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携

・ホームレスの自立支援は、単なる住居の提供だけでなく、総合的なアプローチが求められていることから、「社会福祉法人、居宅支援法人」が追記された。

○ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との連携。(下線追加)

⑤ そのほかのホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

・重層的支援体制整備事業を活用し、ホームレス支援も含め包括的な支援を一体的に行うため、「重層的支援体制整備事業を通じた住宅部局の連携」や、「属性を問わない参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援」について、追記された。

○新たなホームレスを生まない地域社会づくりの推進のため、重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

(下線追加、地域共生社会実現に向けた取組を進めることが重要→)